

平成 17 年度農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会
（経営体育成基盤整備事業の効率的実施のための中間審査
の活用方向について）報告書概要

・ 検討の目的

- ・ 経営体育成基盤整備事業に導入された事業開始後 3 年目以降毎年度実施する中間審査を今年度初めて実施したことから、その審査結果などをもとに、より効果的かつ効率的な審査のあり方、審査結果の活用方法、本事業を更に構造改革の加速化に資する施策とするための方法等について検討。

・ 経営体育成基盤整備事業の役割と効果

- ・ 我が国の水田整備は、昭和 38 年に創設されたほ場整備事業を主として展開。
- ・ 創設時は整備水準の向上、昭和 40 年代後半以降は水田の汎用化、昭和 60 年代以降はほ場の大区画化を推進。
- ・ 経営体育成基盤整備事業は、担い手の育成と担い手への農地の利用集積を促進することを重視して事業を展開。
- ・ 本事業の効果は、労働生産性の向上、農地の高度利用、農地の利用集積、担い手の育成・確保の促進、土地利用の秩序化、多面的機能の発揮。

・ 中間審査

- ・ 事業実施中から審査を実施することによって、事業主体である都道府県はもとより、地区内事業関係者の要件達成に向けた意識が向上。
- ・ 目標の達成率が低い場合には改善措置、国・都道府県等による助言・指導等を実施。
- ・ 担い手の育成、担い手への農地の利用集積を着実に進め、農業の構造改革の加速化に資する上で、中間審査の果たす役割は重要。
- ・ 平成 15 年度に採択した本事業 105 地区について、事業開始後 3 年目となる今年度に初めて中間審査を実施。
- ・ 担い手への農地の利用集積については、総じてみれば、順調に進捗。
- ・ 今年度の中間審査で達成率が高かった地区においては、地区内での十分な意思疎通、関係機関との連携強化、経営体発展といった積極的な取組。

- . 経営体育成基盤整備事業の効率的実施のための中間審査の活用方向について
- 1 . 地区内関係者の連携の強化
 - ・ 地域の農業委員会、ＪＡ、土地改良区、農地保有合理化法人等関係機関とも情報交換・連携を図りながら、事業実施前の段階で明確な合意形成を図るための取組、事業実施中における合意内容の実現に係る継続的取組、をこれまで以上に質、量ともに充実させることを事業主体である都道府県に奨励。
- 2 . 優良取組事例の分析と分析結果の他地区への反映
 - ・ 優良地区事例の分析とその結果の他地区への反映及び応用について、国、都道府県が一体となって取り組むことが有効。
- 3 . 中間審査の機会をとらえた関係機関との連携強化
 - ・ 中間審査の機会をとらえ、達成率向上に資する新たな取組を推進するための地域の協議会を開催するなど、幅広い意見聴取・情報交換等の関係機関との連携をより強化することを事業主体である都道府県に奨励。
- 4 . 中間審査結果を踏まえた効果的な改善措置の実施
 - ・ 改善措置を講じるに当たっては、その実効性や客観性を確保するとの観点から、地元の市町村、農業委員会、ＪＡ、土地改良区、農地保有合理化法人、学識経験者等から広く意見を聴取することが重要。
 - ・ その際、講ずべき措置の内容は改善計画書として具体的にとりまとめた上で、国にも速やかに報告するよう都道府県を指導。